## 厚生労働 委員会)

公益 出法人に 係る改革を推 進 するため の 厚 生労 働 省 関 係 法 律 の 整 備 に 関 する 法 律 案  $\overline{\phantom{a}}$ 閣 法 第 八 兀

## 号 ) 先 議 要旨

本 法 律案 は、 公益 一法人に 係る改革を推進 するため、 法 人が 玉 か 5 委託等を受け て行っ て L١ る事 務 及 び 事 業

つ に た つ ١J 措 置 て、 が 平 講 じ 成 +5 四 れ 年三 るよう厚 月に 生 労 閣 議 働 決定され 省 の 所管 た する 公益 法 律 法 の 人 に 規 定 対 す を 整 る 備 行 L 政 ようとするも の 関 与 の 在 IJ の で 方 の あ 改 ı) 革 実 そ 施 の 計 主 画 な 内 に 容 沿

は 次 の لح お IJ で あ る。

## 登 録 機 関 に ょ る 実 施

精 神 保 健 及 び 精神 障 害 者福 祉 に i 関 す る法律」 水道 法 建 築物 に お け る衛 生 的 環 境 の 確 保 に 関

する 法 律」 労 働 安 全 衛生法」、 作 ·· 業 **果環境測** 定 法」 及 び 薬事 法及び 採血 及 び 供 血 あ つ せ h 業 取 締 法

の 実施 部 から、 を改正する法律」 法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者による実施 の六法律に 基づき実施さ れ る研修等につい て、 厚 生労 働 大臣 等 へと改めることと の 指 定す る 者 に ょ

する。

る

1 厚 生 労働大臣等は、 登 録 を申請した者 が、 前 記 の各法律に規定する登録基準に適合しているときは、

登録をしなければならないこととする。

三、登録機関に係る規定の整備

2

登

録

に

つい

て

は、

定

期

間ごとに更新を受け

なければならないこととする。

厚 生 労 働 大臣 等 の 登 録 を受け た者につ しし て、 前 記 の 各法律に お ١J て、 研修等 の 実 施 義務、 業 務 規 程 等 の

届 出 財 務 諸 表 等 の 備 付 け、 登録 基 準 ^ の 適合命令、 研修等 の 実 施 義 務 違 反に係 る改善命令、 登 録 の 取 消

し、業務停止命令等の規定を整備することとする。

四、施行期日

こ の 法 復律は、 部を除き、平成十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。 た

だし、 薬事 法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」 の — 部改正規定は、 平成十六

年四月一日から施行する。